

情報倶楽部

2021年7月

No. 243

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

所得税

★ 退職所得課税の見直し

Q. 退職所得の金額が見直されたそうですが、どのようになったのですか？

A. 令和3年の税制改正で、役員以外の者で勤続年数が5年以下の者が退職した場合の退職所得の取扱い(短期退職手当等)が創設されました。

短期退職手当等に係る退職所得の金額は、次の区分に応じ、それぞれ次の計算式により計算した金額になります。

① 短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円以下の場合

$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 = \text{退職所得の金額}$$

② ①以外の場合

$$150\text{万円} (\text{※1}) + \{ \text{収入金額} - (300\text{万円} + \text{退職所得控除額}) \} (\text{※2}) = \text{退職所得の金額}$$

(※1) 300万円以下の部分の退職所得の金額

(※2) 300万円を超える部分の退職所得の金額

この取扱いは、令和4年分以後の所得税について適用されます。

なお、短期退職手当等以外の退職所得の金額及び勤続5年以下の役員の退職手当等(特定役員退職手当等)については、これまでどおり、改正はありません。

法人税

★ 法人が交付を受ける助成金等の収益計上時期

Q. 新型コロナの影響に伴い交付を受けた助成金等は、いつの事業年度の収益として計上するのですか？

A. 法人税における収入の収益計上時期は、原則として、その収入すべき権利が確定した日の属する事業年度となります。

新型コロナ関連の助成金等については、国や地方公共団体による助成金等の交付が決定された日に、収入すべき権利が確定すると考えられますことから、原則として、

その助成金等の交付決定がされた日の属する事業年度の収益として計上することとなります。

ただし、その助成金等が、経費を補填するために法令の規定等に基づき交付されるもので、あらかじめその交付を受けるために必要な手続をしている場合には、その経費が発生した事業年度中に助成金等の交付決定がされていないとしても、その経費と助成金等の収益が対応するように、その助成金等の収益計上時期はその経費が発生した日の属する事業年度として取り扱うこととされています。

ここでいう必要な手続とは、例えば、休業手当について雇用調整助成金を受けるための事前の休業等計画届の提出などが該当しますが、新型コロナについては、事前の休業等計画届の提出は不要とされていますので、この場合の雇用調整助成金の収益計上時期は、原則として、交付決定日の属する事業年度になります。

その他

★ 事業再構築補助金

Q. 事業再構築補助金制度がスタートしているそうですが、どのような内容のものなのですか？

A. 事業再構築補助金制度とは、新型コロナの影響で厳しい状況に置かれている中小・中堅企業、個人事業主等を対象に、新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換、さらに事業再編という思い切った事業再構築を支援して、日本経済の構造転換を促そうとするものです。

主な申請要件は、次のとおりです。

①売上が減少していること

申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1～3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること

②事業再構築に取り組むこと

事業再構築指針に沿った新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を行うこと

③ 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定すること

補助金額が3,000万円を超える案件は金融機関等も参加して策定する必要があり、補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(グローバルV字回復枠は5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(同上5.0%)以上増加の達成を見込む事業計画を策定すること

<https://jigyou-saikouchiku.jp/>

https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html

★ 休業手当と休業補償

Q. 休業手当と休業補償はどのように違い、源泉はどうなりますか？

A. 休業手当と休業補償は、労働基準法で次のように規定されており、所得税では、休業手当は給与所得、休業補償は非課税所得としています。

休業手当…使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、休業期間中その労働者に平均賃金の60%以上の手当を支払わなければならない。

休業補償…労働者が業務上の負傷等をして、療養のため労働できない場合は、使用者は、労働者の療養中平均賃金の60%の休業補償を行わなければならない。

したがって、使用者の責に帰すべき事由により休業する場合に支給する休業手当は、給与所得に該当し、源泉徴収が必要になります。

なお、使用者の責に帰すべき事由に該当しない休業とは、次のいずれも満たす場合としていますが、最終的には、会社ごとに個別の諸事情を勘案して判断することとなります。

①その原因が事業の外部より発生した事故であること

②事業主が通常の経営者としての最大の注意を尽くしてもなお避けることができない事故であること

★ 税理士の押印の見直し

Q. 4月から申告書や申請書などの税務署に提出する書類の押印が不要になりましたが、税理士の押印はどうなるのですか？

A. これまで、税理士は

①税務代理により申告書等を作成して提出するとき

②税務書類を作成したとき

は務代理等を行った税理士が申告書等に署名及び押印しなければならないとされていました。

③税務代理により作成した書類が租税の課税標準等に関する申告書や還付金の請求に関する書類であるときは、それに併せて納税者本人が署名及び押印しなければならないとされていました。

しかし、今年度の税制改正でこれら①から③のすべての場合において、税理士や納税者本人の押印は不要となり、それぞれ署名のみが必要となりました。

ちなみに、署名については、これまでから署名の有無は書類の効力に影響を及ぼさないという取扱いになっており、この取扱いについては変更はありません。

このほか、計算事項や審査事項等を記載した書面を提出して申告書を提出するときに必要とされていた税理士の署名及び押印も押印は不要となり、署名だけが必要となりました。